

**「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例改正(案)」に対し意見表明
～都市基盤整備やにぎわい創出関し意見を表明～**

一般社団法人日本損害保険協会九州支部大分損保会（会長：大西 章泰 損害保険ジャパン(株)大分支部長）では、2022 年 12 月 14 日付で公表された「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の意見募集に対し、12 月 23 日付で意見表明を行いました。

当該条例改正は、令和 4 年 4 月 27 日に改正道路交通法（以下「改正法」という）が公布され、全ての自転車運転者の乗車用ヘルメット着用の努力義務が新たに規定されたため、改正法との整合を図るためのものです。

大分損保会では、県民への乗車用ヘルメット着用推進を図る観点からも時宜を得た改正内容のため賛同する一方、条例案第 12 条第 2 項の学校長の指導措置に関し、条文の明確化の観点から次の意見表明をしております。

（意見・提案等記述欄）

本条例の改正は 2023 年 4 月 1 日に施行される道路交通法の自転車の常用ヘルメット着用に関する努力義務化を受け、県民への着用推進を図る観点からも時宜を得た改正内容となっており、賛同いたします。

なお、改正条例第 12 条では「その他の安全上の措置」という条文が全項で使用されておりますが、「その他」とは「例示されている安全上の措置以外」という意味であるため、第 2 項の学校長の指導措置には、反射材等の安全上の措置も含まれるものと考えておりますが、同一条文上であることから、明確化のために第 2 項を「乗車用ヘルメットの着用、反射材及び交通事故の被害者を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置」とすることも考えられると思慮します。

改正条例第 12 条抜粋

項	「その他の安全上の措置」の前の条文
1 項	乗車用ヘルメットを着用するとともに、時間帯、利用方法等に応じ、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置
2 項	乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置
3 項	乗車用ヘルメットを着用するとともに、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置
4 項	乗車用ヘルメットの着用、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置